

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画改定委員会要綱

第1 設置

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画としての調布市民健康づくりプラン（平成17年3月策定。以下「プラン」という。）及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画としての調布市食育推進基本計画（平成21年3月策定。以下「計画」という。）の改定について、市民と市の協働による検討を行うため、調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) プラン及び計画の改定案の作成に関すること。
- (2) プラン及び計画の改定に向けた調査研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 構成

委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる委員（以下「委員」という。）10人以内をもって構成する。

- (1) 市民 3人以内
- (2) 調布市民健康づくりプラン推進連絡会要綱（平成18年調布市要綱第2号）第3に規定するメンバー（同要綱第3第4号、第8号、第12号、第15号、第17号又は第21号に該当するものに限る。） 5人以内
- (3) 生活文化スポーツ部産業振興課職員 1人
- (4) 生活文化スポーツ部農政課職員 1人

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から平成30年3月31日までとする。

第5 会長及び副会長

委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集

委員会は、会長が招集する。

第7 意見の聴取等

会長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

委員会の庶務は、福祉健康部健康推進課において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。